

令和2年度第4回福生市地域福祉推進委員会会議要録

日時	令和2年10月20日(火) 午後2時00分～3時50分
場所	福生市役所 第一棟2階 第1・第2会議室
出席者	会長 萬沢 明 副会長 板寺 正行 委員 平野 千恵子、大戸 規彰、土谷 利美、前 里恵、佐藤 豊、 志賀 義幸、濱中 供子、半澤 比呂美、高野 雅史
事務局	町田福祉保健部長、岩木社会福祉課長、細谷障害福祉課長、天野介護福祉課長、 浅田子ども家庭部長、野崎子ども家庭支援課長、上杉子ども育成課長、 石野福祉総務係長、山岡障害福祉係長、小村高齢福祉係長、吉岡介護保険係長、和田 地域包括支援センター係長、 佐野地域包括支援センター係主査、宮脇介護保険係主査、西野福祉総務係主任、 安東福祉総務係主事

[当日配付資料]

- ・ 第4回福生市地域福祉推進委員会次第
- ・ 福生市地域福祉推進委員会事務局職員名簿
- ・ 次回委員会の開催通知

[事前配付資料]

- ・ 事前資料1 第6期福生市地域福祉計画（素案）
- ・ 事前資料2 （欠番）
- ・ 事前資料3 福生市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（素案）
- ・ 事前資料4 福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第8期）（素案）
- ・ 令和2年度第3回福生市地域福祉推進委員会会議要録

1 開会

事務局：各計画素案については、策定途中であり、見直していく箇所も多くあると思います。本日は、各計画素案に対し、大きな視点で御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

本日は、事務局の福祉保健部各課職員に加え、計画に関係する子ども家庭部長、子ども育成課長、子ども家庭支援課長も出席いたします。

2 会長あいさつ

会 長：今回は、資料の量が多く、すべてに細かく目を通すことは大変だと思っておりますが、それぞれの所属団体から推薦されている分野については、丁寧に目を通していただきたい

と思います。時間のある限り議論を深めたいと思います。よろしく申し上げます。

3 議題

(1) 第6期福生市地域福祉計画（素案）について

会長：議題（1）「第6期福生市地域福祉計画（素案）について」、事務局から説明をお願いします。

事務局：前回お示しした次第（案）から修正をした部分は、第1章、第3章、第5章、第6章にまたがっています。

第1章1「計画策定の背景と趣旨」は、前回よりも、策定の背景に関する内容を、より具体的に記述しています。

2「計画の位置づけ」（1）「地域福祉計画の位置づけ」には、平成30年度に改正された「社会福祉法」についての法的根拠を記載しています。（2）「福生市総合計画第5期との関係」には、福生市の最上位計画である福生市総合計画第5期の5つの行動指針が、この地域福祉計画にも貫かれていることを記載しています。（3）「市の主要な計画および関連計画との関係について」では、地域福祉計画を地域福祉分野の上位計画として位置づけ、各主要な計画やその他の関連計画との整合、連携を図ることを、図として表しています。（4）「成年後見制度利用促進基本計画と再犯防止推進計画の位置づけ」には、新たに成年後見制度利用促進基本計画と再犯防止推進計画を、地域福祉計画と一体的に策定する趣旨と、法的根拠を記載しています。

3「計画の改定にあたって」には、地域福祉計画を現行第5期から第6期に改定するにあたり、（1）「国の動き」として、全国的に広がっている地域共生社会の概念を記載しています。（2）には「地域共生社会に向けた法改生の概要」を記載しています。

5「計画策定の経緯」の（1）「地域福祉推進委員会の記載について」は、現行計画に記載の通りですが、新たに（2）「パブリックコメント手続き」という項目を付け加えました。

第2章「福生市の地域福祉を取り巻く現状」の4「児童の状況」（1）合計特殊出生率については、令和元年度の福生市の数値が確定していないため、未反映となっています。（3）「待機児の推移」ですが、これは福生市が待機児童ゼロを毎年達成している状況を表しています。わかりにくいという御指摘があったため、次回までに表現方法を変更する予定です。

10「計画策定に際しての課題」では、統計データと各種アンケート調査結果を分析し、課題を抽出しました。それを10の課題に整理し、第3章の基本目標と施策の方向性につなげています。

第3章「基本的な計画の考え方」の1「計画の基本的理念」は、第2章において課題を整理した結果、現行計画の第5期の基本理念を継承することになりました。「すべての人が住み慣れた地域の中で、安心して明るくこころ健やかに暮らせる、人と人とのつながり、支え合いのあるまちづくり」としています。

2「地域福祉計画」には、改正社会福祉法に基づき、5つの事項を盛り込みました。

3「基本目標」では、基本理念を実現するため、第2章の10の課題と、「計画に盛り

込む事項」の5項目を、3つの基本目標に整理し、位置づけました。

4「地域福祉を推進するため」では、地域生活課題に対する自助、共助、公助の役割を分担するために、(1)圏域の捉え方において、住民に身近な圏域を設定し、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整を行う体制の重層的なイメージ図を入れ、(2)「地域福祉を担う各主体の役割」では、1「市民の役割」から、6「市(行政)の役割」まで、小さな領域から大きな領域にかけ、求められる実践的な役割を記載しています。

5「計画の体系」では、基本理念とそれを実現するための3つの基本目標、その目標を達成するための10の施策の方向性を体系として示しています。

第4章「基本計画」からは、基本目標の施策の方向性に沿い、具体的な施策や個別事業の計画を示しています。

基本目標1(1)「地域に目を向け参加・参画する人の増加」から「健康づくり推進員の活動」「シルバーボランティア活動」は削除し、その内容は、(2)「NPOボランティア活動等の支援」に移行しています。(3)「地域活動基盤の充実」については、②「健康まつり」の内容を一部変更しています。

基本目標2(3)「人権尊重と権利擁護の充実」では、現行計画の③「福祉まつりの支援」を削除しました。「行政が取り組むこと」の文言に移行しています。

基本目標3(1)「総合的な相談体制の充実」には、⑤「丸ごと相談・断らない相談の推進」を新しく追加しています。福祉保健部、子ども家庭部において、地域共生社会や包括的な支援体制、重層的な支援体制、断らない相談等が、今日的な課題であり、今後、進捗管理する施策として位置づけ、取り組みます。(3)「地域福祉の推進体制の強化」は、主な施策・事業の一部を削除して、その事業内容について、「行政が取り組むこと」に、文言として移行しています。進捗状況や実績については、分野別計画において追いかける予定です。

第5章は、福生市成年後見制度利用促進計画を地域福祉計画と一体的に策定しようとするものです。内容については、「成年後見センターふっさ」を運営委託している社会福祉協議会や、成年後見センター運営委員会の学識経験者の方と協議・相談しながら作成しています。

第6章は「福生市再犯防止推進計画」を地域福祉計画と一体的に策定するものです。日頃より更生保護に携わっている福生市保護士司会や、保護観察所と協議、相談しながら作成しています。

会 長：ありがとうございました。法律改正に伴い、成年後見制度利用促進基本計画や再犯防止推進計画を盛り込まなければいけないということで、今回、新しく章立てされています。広範囲の計画ですが、御感想、御意見、御質問等があれば出していただき、論議を進めたいと思います。

委 員：福生市の人口はどんどん減っており、現在57,000人で、2030年には40,000人になるという推計が出されています。年少人口が減り、老年人口が増えており、高齢化が進んでいます。これは、国の傾向でもあると思いますが、福生市としての目標はありま

すか。やはり若い世代をどんどん増やしていく必要があると思います。

また、待機児童ゼロは素晴らしいことだと思いますが、そもそもの児童数が少ないのであれば、それが問題になると思います。子育てに関連した部分として、理由をお聞かせください。

事務局：福生市では、平成14年から、人口減少が始まっています。特に子育て世代が流出しているということが、さまざまな調査で判明しています。「子育てするなら福生」とし、子育て施策に力を入れていますが、人口の流出が抑制できているかは、もう少し時間が経たないとわかりません。「子育て政策が非常に手厚いということで福生市に移り住んできました」という声もあるので、手ごたえは感じています。

待機児童ゼロについてですが、「児童数が少ないのではないか」という御指摘だと思います。4月1日時点での待機児童はゼロですが、年度途中には待機児童が生じている状況で、福生市の子どもが少ないから待機児童がゼロであるということではありません。小さな福生市だからこそ一人ひとりにきめ細やかな対応をすることができ、待機児童がゼロになっていると思っています。

委員：年度途中には待機児童が発生しているということですので、「待機児童がゼロである」という表現と、「発生してはいるけれども、待機児童をなくすための活動を懸命に行い、子育て支援に力を入れている」という表現では、まったくメッセージ性が違ってくると思います。

待機児童に関して、目標にしている数値があれば、明記するとよいと思います。

会長：福生市は小さい地域なので、待機児童に関しても少しズレると数値が変わると思います。事例ごとに細かく対応していると聞いていますので、「子育てするなら福生」という主張の効果が実際に現れるような形で示すことができるとよいと思います。

グラフで待機児童数ゼロが列記されていることが、適切ではないのかもしれない。御検討ください。

委員：「ふっさっ子の広場事業」はここには入らないのですか。

事務局：「ふっさっ子の広場事業」についても、子育ての大事な施策だと捉えていますが、教育委員会の施策を全て地域福祉計画に網羅することはできません。全く関係がないということではありませんが、福祉としての視点で考え、ここで進捗を捉える事業ではないということを御理解ください。

会長：他に御意見等はございませんか。

委員：アンケート調査で、自治会に加入していない理由を聞いていますが、ここでの地域福祉の課題は、加入率を増やすことだと思います。加入するメリットを非加入者にお示しできるとよいと思います。

事務局：御指摘の通りだと思います。市政世論調査は、3年に一度の調査ですので、その中で、加入しているメリットについて質問ができるように、担当と調整します。

会長：自治会、町会のメリット、デメリットはいろいろと感じられると思いますが、これは福祉施策に様々な影響のある資料として挙げられているものです。町会、自治会等についての担当部署は協働推進課でしょうか。そちらで対策を検討していただきたいと思います。

新しく加えられた成年後見制度利用促進計画は、細かいところに渡り記載がされています。再犯防止推進計画も非常に大切な計画として、国から示されており、それらについても、御意見があればお願いします。

では、私から成年後見制度について、質問します。市の計画は、現状について細かく分析されて、計画の位置づけや今後の利用に向けた体制整備づくりという形で記載されていますが、実際にこれを担っていくのは、委託された社会福祉協議会だと思えます。どれぐらいの財政規模で委託されているのかはわかりませんが、計画をつくり、実践していくには財政的な支援も必要です。この中で法人後見の検討がありますが、現状ではとても法人後見ができる体制はないと思えます。もう少し、成年後見制度を利用できる具体的な中身の記載があればうれしく思います。福生市の現状がよくまとめられて、次に何が必要か示されていますが、具体的に報酬費用の申請がどのぐらいあり、実際に何件ぐらいの申請の助成制度が利用できているのでしょうか。細かい資料が、社会福祉協議会から挙がってきて、市としては把握していますか。

事務局：(3) 成年後見制度利用支援の表の中で、市長申立件数について、平成 29 年度は 4 件、平成 30 年度は 2 件、令和元年度 1 件、令和 2 年度は現時点では 4 件となっております。申立費用の助成については増加傾向にあり、平成 29 年度は 0 件、平成 30 年度は 1 件、令和元年度は 4 件、令和 2 年度は現時点では 4 件です。

会 長：実際の申立件数も、近隣の地域にくらべると、若干少ないと思えます。福生市は単身世帯も多く、認知症の方も多いと感じます。調査結果にもありましたが、制度を知っている方が非常に少ないと思えますので、計画の中に、その点に関するより具体的な対応策を挙げたほうがよいと思えます。制度自体は、法律的なことも関係してきますので、なかなか使いにくいものです。「こういうときにここに相談すればよい」という体制が、社会福祉協議会と市役所に整えられていますので、積極的に PR したほうがよいと思えます。

(2) 福生市障害者計画・第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画（素案）について

会 長：議題 (2) 「福生市障害者計画・第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画（素案）について」、事務局から説明をお願いします。

事務局：「福生市障害者計画・第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画（素案）について」、説明します。

第 3 章「計画の基本的な考え方」については、上位計画である福生市総合計画及び福生市地域福祉計画と連動する必要があります。今回の資料は前回と同じ内容となっております。今後、案を作成し、皆さまに御確認いただきたいと思えます。

第 5 章「令和 5 年度の将来像」の 1 「障害者数の推計」の人口は、福生市総合計画第 5 期人口推計に合わせています。「障害者手帳所持者数」は過去の人数と直近の人数等を用いて推計しています。(6) 「発達障害者等に対する支援」については、①から③に、新規にペアレントメンターやピアサポートに関するサービス見込み量を設定するように、国から示されています。今後、他市の状況有効性等を考慮しながら対応していきたいと考えています。(7) 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に

については、保健医療及び福祉関係者による協議の場に関する項目がどのような形が望ましいのか、引き続き検証していきたいと思っています。(8)「福祉施設から一般就労への移行等」については、①から④までの項目は他の障害福祉サービスのサービス見込み量の推計と同様に、国が示している方法で推計したものです。(9)「相談支援体制の充実強化のための取り組み」の総合的、専門的な相談支援の実施の有無については、専門職により総合的、専門的な相談支援を行っています。地域の相談支援事業者への専門的な市の助言件数については、日常的な指導や助言ではなく、特に困難なケースに関する専門的な助言等の件数として設定しています。人材育成の支援件数と連携強化の取り組みの実施回数は、年に1回、市内の相談支援事業者と市で情報交換等を行う機会を設けており、依頼に応じて適宜、事業者への研修も行って、その件数も含めています。(10)「障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組み」に係る市職員の研修参加人数については、ケースワーカーが4人いますので、その半分が参加することを見込んだものです。「障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制の整備」については、障害福祉サービス等の提供事業者からの請求内容をチェックするというシステムを従前から導入しています。これは請求の誤りや矛盾等を見つけるためのシステムです。国は事業者や関係自治体等と共有することを想定しているようですので、今後、国や他市の動向を注視しながら対応していきたいと考えています。

第8章に添付する付属資料は、現計画と同様に、用語解説、条例、委員名簿、計画策定までの経過、諮問書および答申書の写しを添付する予定です。

会 長：現状と課題、施策の方向性についても、それぞれの分野ごとにまとめられていると思います。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築というものは、なかなか難しいと思います。どなたか、御意見はありませんか。

委 員：大変丁寧にまとめられていると感じました。成果目標のところ、「重度や精神障害の支援体制の整備をきちんと行います」と明記したことは、大変心強く、福生市として取り組むということで、感謝したいと思います。

第6期福生市地域福祉計画の中で、「地域共生社会」というものを見据え、⑤「丸ごと相談・断らない相談の推進」ということが明記されており、包括的、重層的な支援をしていくということで、現在の日本の現状が表されていると思いました。

現在は、地域包括支援センターに相談が集中しており、大きな負荷がかかっていると感じています。「丸ごと相談・断らない相談の推進」というものがきちんと整備されれば、大変安心できると思います。

会 長：私から質問いたします。「意思疎通支援の充実」とありますが、視覚障害や聴覚障害の具体的な施策を記載することは可能だと思いますが、知的障害や発達障害については、この中で特に触れられていません。どのように解釈されていますか。記述しにくいことだとは思いますが。

事務局：確かに、視覚障害や聴覚障害については、具体的な施策を進めていくことが可能ですが、知的障害や発達障害では、それぞれの障害に合わせた対応が求められます。市に

は、さまざまな専門職がいますので、相談支援の中で、事業者等と連携を図りながら対応していくということになります。

会長：意思代替機能は非常に大切な要素ですので、今後の施策の中に入れていただけるとよいと思います。また、放課後デイサービスについては、事業者によって提供されるサービス内容にばらつきがあります。市としても、積極的に具体的な内容を、第三者評価も含めて、評価できる視点をもっていただきたいと思います。

(3) 福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第8期）（素案）について

会長：議題（3）「福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第8期）（素案）」、事務局から説明をお願いします。

事務局：「福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第8期）（素案）について」、前回からの変更部分について説明します。

第1章「計画策定の背景と趣旨」では、前回説明した資料の第3章の中に、計画策定の背景と趣旨に関わる記述がありましたので、第3章の一部を第1章に移動しました。

「事業展開について」では、前回よりもさらに精査しました。それぞれの事業の分類を一部入れ替え、文言も一部修正しました。

第2章「高齢者福祉計画」ですが、施策の方向性ごとに指標と目標を設定しました。施策の方向性4「見守り支援」は、前回の地域福祉推進委員会で、高齢者の自殺についてと見守り支援の記載について、御意見をいただきましたので、令和2年3月に策定された「福生市自殺総合対策計画」に基づき、高齢者の自殺防止についての記載を追加しました。2「介護保険事業サービスの展開」について、福生市の介護給付の特徴は、市内および近隣市の介護保健施設が他地域に比べ充実しているため、比較的、施設に入りやすい状況であることから、施設サービス受給率が、全国平均、東京都平均よりも高く、居宅サービス受給率は低い状況となっています。介護給付費全体としての伸びは、第7期計画での推計とくらべると低い伸びになっていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、高齢者の外出控えや通所系サービス等の利用控えによる身体機能の低下や精神状態の悪化等により、要介護認定の新規申請、変更申請が増加しています。それに伴い、介護給付費が令和2年7月頃からのサービス利用分より急激に増加している状況です。

居宅サービスについては、福生市では総人口が減少すると推計しているものの、65歳以上の第1号被保険者については増加すると見込んでおり、それに伴う要介護者も増加、特に75歳以上の後期高齢者の増加によるサービス利用の増加を見込んでいることから、すべてのサービスで増加すると推定しています。

施設サービスについては、市内や近隣市の介護保健施設が充実していることから、施設サービスの利用は、全国平均、東京都平均よりも高くなっている状況で、今後も第1号被保険者の増加に伴う、要介護者の増加、特に75歳以上の後期高齢者の増加によるサービス利用の増加を見込んで推計しています。なお、介護療養型医療施設については、令和5年度末で廃止が予定されており、介護医療院への転換を見込んでいます。地域密着型サービスの定期循環、随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、

小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型訪問介護については、人件費や人材等の理由により、経営が難しい事業所も多く、西多摩地区にはほとんど浸透していないサービスになっています。今後、近隣市町村との第8期計画に関する意見交換の場がありますので、近隣の状況等も確認した後、実態、実情に合ったサービスの整備計画を立てたいと考えています。

認知症対応型共同生活介護については、現在、市内に1ユニット、定員9人の施設があるだけですが、令和3年6月に新たに2ユニット、定員18人の施設が熊川地域に開設予定ですので、サービスの整備計画に記載しています。

家族介護教室事業では、取組内容を「認知症カフェの開催」としておりましたが、認知症カフェは認知症総合支援事業で取り組んでおりますので、ここは「家族介護者交流会」に変更しました。認知症総合事業の説明文は、次回までに修正します。

(4) サービス提供体制の充実と介護給付の適正化、①サービス提供体制の充実に、ウの介護認定審査会の効率化を追加しました。

④介護給付適正化計画については、国の指針により、介護給付の適正化への取組及び目標設定が、基本的記載事項となっています。第7期計画に引き続き、ケアプラン点検の実施について記載予定です。

最後に、第3の資料は、用語の解説や条例、名簿等を列挙しています。これらの説明は省略させていただきます。

会 長：ただいまの説明に対し、御質問や御意見があればお願いします。

高齢者介護に関しては、今後、要介護者が増えることが見込まれていますので、特にきめ細かな対策をしていく必要があると思います。

介護認定審査会の効率化について記載がありますが、福生市では現在、介護認定審査会の合議体はいくつぐらいあり、1合議体に委員は何人参加しているのでしょうか。

また、審査案件は、すべてを審査しているのでしょうか。委員の意見が一致したら、そのまま認定とし、一致しない場合は論議をして決めているのでしょうか。

事務局：1つ目の御質問ですが、合議体の数は3つです。毎週火曜日に審査会を行っています。

順番に審査していますが、昨年、件数があまりにも多かったときには、合議体を2つ、同時に開催するという方法をとりました。件数が落ち着いているときは、毎週1回1つの合議体を開催しています。

また、合議体の委員は7名おり、1回の審査会で参加していただくのは5人の委員です。

2つ目の御質問についてですが、審査を簡素化できるものは、国から条件が示されており、その条件に合うものだけ、簡素化が許されています。その条件に当てはまらない案件については、1件ずつ審査しています。

会 長：ある市では、1つの合議体の委員が、必ず入っていなければいけない保健分野と社会福祉分野と医師の3名というところもあります。合議体を開き、3人の意見が一致しているものは、そのまま認定して、なるべく時間を節約していると聞きました。もちろん、国も審査会の基準がありますので、その中でできる範囲で簡素化したほうがよいと思います。今後、ますます増えてくると思いますので、御検討いただきたいと思

います。

事務局：本日は、11名の委員の参加がありましたので過半数の定足に達しています。

会 長：過半数で委員会の定足に達していますので、本日の論議は、皆さんに御承認いただいたということで、よろしいですか。

一 同：(異議なし)

会 長：ありがとうございました。では、議事は終了いたします。

4 その他

事務局：次第の 4、その他です。

次回の会議は11月11日になります。次回の会議で、この委員会から中間答申をいただき、12月の市議会、また1月のパブリックコメントを行います。

(1) 第3回福生市地域福祉推進委員会会議要録について

事務局：(1) 第3回福生市地域福祉推進委員会会議要録について説明します。「第3回福生市地域福祉推進委員会会議要録」については、前回、9月30日に開催した会議の要録になります。お気づきの修正点等があれば御指摘ください。

特になければ後日、本日の第4回福生市地域福祉推進委員会の会議資料と合わせて、ホームページに掲載する予定です。

(2) 今後の委員会の開催予定

事務局：(2) 今後の委員会の開催予定については、次第に記載の通りです。

次回、第5回福生市地域福祉推進委員会は11月11日(水)午後2時から、福生市役所第1棟2階の第1・第2会議室にて開催する予定です。よろしくお願ひします。

(3) その他

事務局：(3) その他については、事務局で用意している案件はありません。委員の皆さまから、何かありますか。

5 閉会

事務局：以上をもちまして、令和2年度第4回福生市地域福祉推進委員会を終了いたします。